

初回精密検査費用助成の対象者拡大に伴う対応について（案）

平成31年3月19日
疾病対策課

1. 対象者について

○現行制度の対象者

- ・ 県又は保健所設置市が実施する肝炎ウイルス検査陽性者
- ・ 市町村が実施する健康増進事業における肝炎ウイルス検診陽性者

○平成31年度からの対象者

上記及び職域検診で実施する肝炎ウイルス検査陽性者

2. 新たな対象者への制度案内やフォローアップについて

①職域での肝炎ウイルス検査促進

- ・ 県が健康保険組合を通じ、事業主に対して、従業員が職場の定期健康診断等で肝炎ウイルス検査を受検できる体制整備の検討を依頼する。

②各健康保険組合被保険者に対する制度案内

（県→産業保健総合支援センター・健康保険組合→事業主・検診機関→陽性者）

- ・ 県が産業保健総合支援センターや健康保険組合を通じ、事業主及び検診機関に対して、被保険者への初回精密検査費用助成制度やフォローアップ事業の周知及び肝炎ウイルス検査受検勧奨を依頼する。
- ・ 検診機関は、可能な範囲で肝炎ウイルス検査陽性者に対して初回精密検査費用助成制度やフォローアップ事業の案内を行う。

③陽性者のフォローアップ（同意取得：保健所 フォローアップ実施：埼玉医大）

- ・ 県・市保健所が初回精密検査費用助成申請受理にあたり、職域検診における肝炎ウイルス検査陽性者であることの確認及びフォローアップの同意取得を行う。
- ・ 職域検診における肝炎ウイルス検査陽性者であることの確認は、検査結果通知書を確認して行うか、本人同意を得て検診機関に照会して行う。
- ・ フォローアップ同意取得は県・市保健所が行うが、フォローアップは埼玉医科大学病院に委託して実施する。